札幌市街路灯補助金交付要綱

（目的）

第１条　市内の夜間における交通の安全及び美観の保持を図るため、街路灯の設置、維持、又は撤去する団体又は個人に対して補助金を交付することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路　道路法（昭和27年法律第180号）による道路及び道として使用されている土地で市長が指定するもの又は、法定外道路（札幌市法定外道路条例による道路）又は、指定道路（建築基準法(昭和25年法律第20号)第42条第1項第5号による道路）に両端や一部が接触し、現に一般交通の用に供されているものをいう。

(2) 街路灯　灯柱、電柱又は架線に電灯を取り付けたもので、道路を照明するものをいう。

(3) 商店街組合等　地域の事業者又は住民で組織する団体で、その構成員の80％以上が当該団体が所在する地域内で店舗又は事務所等を設け、営業しているものをいう。

(4) 町内会等　商店街組合等以外の団体又は個人をいう。

（補助金の交付）

第３条　市長は、市内において街路灯を設置した者（以下、「設置者」という。）又はこれを維持する者（以下、「維持者」という。）又はこれを撤去する者（以下、「撤去者」という。）に対し、予算の範囲内でその設置工事に要した経費（以下、「設置費」という。）の一部、電灯料金の一部又は電球（不点灯により交換したものに限る。）の購入、不点灯の点検並びに街路灯の清掃、修繕及び塗装に要した経費（以下、「維持費」という。）の一部又はその撤去工事に要した経費（以下、「撤去費」という。）の一部について補助金を交付することができる。

（補助金額）

第４条　補助金の額は、次に掲げる割合によって算出した額とする。

(1) 設置費については、ＬＥＤ街路灯にあってはその３分の２以内、その他のものにあっては３分の１以内

(2) 電灯料金については、商店街組合等に対してはその２分の１以内、町内会等に対してはその１０分の７以内

(3) 維持費については、その３分の１以内

(4) 撤去費については、その３分の２以内

（交付の申請）

第５条　設置費及び撤去費に係る補助金の交付を受けようとする者は、街路灯設置費補助金交付申請書（様式１）、街路灯撤去費補助金交付申請書（様式３）に当該申請に係る工事の仕様書及び設計図を添付して、市長が特に認める場合を除き工事に着手する日前14日までに、市長に提出しなければならない。

２　第５条第１項に基づく街路灯設置費補助金交付申請と街路灯撤去費補助金交付申請を併せて、申請書を提出する場合、添付書類を兼ねることができる。

３　電灯料金又は維持費に係る補助金の交付を受けようとする者は、街路灯電灯料金等補助金交付申請書（様式２）に、前年10月から９月までの電灯料金又は維持費の支払を証明する書類を添付して、12月20日までに市長に提出しなければならない。

４　申請書には、補助事業の目的に照らして補助金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書（様式１０）を添付しなければならない。

（補助金交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定により提出された申請書等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、設置費に係る補助については、街路灯設置費補助金交付決定通知書（様式４）により、電灯料金及び維持費に係る補助については、街路灯電灯料金等補助金交付決定通知書（様式５）により、撤去費に係る補助については、街路灯撤去費補助金交付決定通知書（様式６）により交付申請をした者(以下、「申請者」という。)に通知する。

３　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者

(4) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不適当であると市長が認める者

（工事完了届）

第７条　設置又は撤去工事が完了したときは、工事完了後５日以内に工事完了届（様式９）を、市長に提出しなければならない。

（補助決定額の通知）

第８条　市長は、前条の規定により提出された工事完了届（様式９）を審査し、実地を検査の上、補助金の額を決定するものとする。この場合において、市長は、街路灯設置費補助決定額通知書（様式第7号）又は街路灯撤去費補助決定額通知書（様式第8号）により、その旨を申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第９条　市長は前条の規定による補助決定額の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第10条　市長は、補助金の交付決定の通知を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。また、市長は、返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１９条第１項の規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(1) 補助を受けることについて不正な行為があつた場合

(2) その他補助することが不適当と認められる事実があつた場合

(3) 申請者が第６条第３項のいずれかに該当する場合

２　市長は、前項の規定による処分をするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

（札幌市行政手続条例の適用除外）

(事情変更による交付決定の取消し等)

第11条　市長は、交付決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、工事等のうち

既に経過した期間に係るものに相当する部分については、この限りでない。
(1) 天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により工事等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
(2) 申請者が工事等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、工事等に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により工事等を遂行することができない場合(申請者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

2　市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の内容を変更することができる。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

3　市長は、第1項の規定による取消し又は前項の規定による変更をした場合は、当該申請者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(違反等による交付決定の取消し)

第12条　市長は、第11条第1項の規定による場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 第16条又は第17条の規定に違反したとき
(2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したとき
(3) 当該工事等の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき
(4) 第6条第3項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
(5) 第13条又は第14条の規定による指示に従わなかったとき

2　市長は、前項の規定による取消しをした場合は、申請者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

(実施等の指示)

第13条　市長は、工事等が交付決定の内容に従って行われていないと認めるときは、当該申請者に対し、これに従って当該工事等を行うことその他必要な事項の指示をすることができる。

2　市長は、申請者が前項の指示に従わないときは、当該申請者に対し、当該工事等の一時停止を指示することができる。

(是正のための措置)

第14条　市長は、工事等が適正に行われているかどうかを確認するため必要があるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業等の状況に関して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。現地調査の結果、当該工事等の成果が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該申請者に対し、必要な是正のための所要の措置をとるべきことを指示することができる。

(理由の提示)

第15条　市長は、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による取消し又は第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条の規定による指示をするときは、当該申請者に対し、その理由を示さなければならない。

(財産の使用等に係る承認)

第16条　申請者は、工事等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該申請者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を本市に納付した場合又は交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物
(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
(3) その他交付目的を達成するために特に必要があると市長が認めるもの

(書類の整備等)

第17条　申請者は、工事等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、当該工事等を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の4月1日から　5年間保存しなければならない。

(委任)

第18条　この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附　則

1　この要綱は、札幌市街路灯補助金交付規則を廃止する日から施行する。
2　この要綱の施行の日をもって、札幌市街路灯撤去費補助金交付要綱は廃止する。
3　この要綱に定めのない事項については、札幌市補助金等交付規則の定めるところによる。

様式１

街路灯設置費補助金交付申請書

札幌市街路灯補助金交付要綱第５条第１項の規定により、街路灯設置に対する補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

申請者　住所

氏名（団体の場合は代表者）

記

１　団体の場合は、その構成員の範囲及び員数
２　街路灯の種類及び基数（種類については別に図面を添付すること。）
３　設置及び維持に要する資金の調達方法
４　設置工事着手予定年月日
５　設置工事完了予定年月日
６　設置位置図

様式２

街路灯電灯料金等補助金交付申請書

札幌市街路灯補助金交付要綱第５条第３項の規定により、街路灯の電灯料金及び維持費に対する補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

申請者
住所
氏名（団体の場合は代表者）

１　電灯料金（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

(1) 団体の場合の構成員及び内容

ア　構成員　　人

イ　構成員のうち当該団体が所在する地域内で店舗又は事務所等を設け、営業している者

人

ウ　構成比率　イ／ア×100＝　　％

(2) 街路灯の種類及び電球の個数

(3) 設置個所（別に図面を添付すること）。ただし、２回目以後の申請の場合で設置個所に変更がないときは省略することができる。

(4) 電灯料金支払済金額（証明する書類を添付のこと。）

２　維持費（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

(1) 街路灯の維持費（不点灯による電球の交換、不点灯の点検、清掃、修繕又は塗装に要した経費）の支払済金額（領収書の写しを添付すること。）

(2) 電球の交換等を行った街路灯の位置（別に図面を添付すること。）

様式３

街路灯撤去費補助金交付申請書

札幌市街路灯補助金交付要綱第５条第１項の規定により、街路灯の撤去に対する補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

申請者
住所

氏名（団体の場合は団体名と代表者名）

（TEL　　）

記

１　撤去基数	灯具のみ　　基 灯柱込み　　基
２　添付書類	位置図、写真、見積書
３　工事着手予定年月日	
４　工事完了予定年月日	

様式４

街路灯設置費補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

札幌市長

年　　月　　日申請のあった街路灯設置費補助金について札幌市街路灯補助金交付要綱第６条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり補助することに決定したので通知します。

記

補助予定額　金　　円也

補助を受けることについて不正な行為があった場合又は補助することが不適当と認められる事実があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還していただくことがあります。

様式５

街路灯電灯料金等補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

札幌市長

年　　月　　日申請のあった街路灯電灯料金及び維持費補助金について札幌市街路灯補助金交付要綱第６条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり補助することに決定したので通知します。

記

補助決定額　金　　円也

補助を受けることについて不正な行為があった場合又は補助することが不適当と認められる事実があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還していただくことがあります。

様式６

街路灯撤去費補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

札幌市長

年　　月　　日申請のあった街路灯撤去費補助金について札幌市街路灯補助金交付要綱第６条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり補助することに決定したので通知します。

記

補助予定額　金　　円也

補助を受けることについて不正な行為があった場合又は補助することが不適当と認められる事実があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還していただくことがあります。

様式７

街路灯設置費補助決定額通知書

第　　号
年　　月　　日

様

札幌市長

札幌市街路灯補助金交付要綱第８条の規定に基づき下記のとおり補助額を決定したので通知します。

記

補助決定額　金　　円也

様式８

街路灯撤去費補助決定額通知書

第　　号
年　　月　　日

様

札幌市長

札幌市街路灯補助金交付要綱第８条の規定に基づき下記のとおり補助額を決定したので通知します。

記

補助決定額　金　　円也

様式９

工事完了届

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住所

氏名（団体の場合は団体名と代表者名）

（TEL　　）

札幌市街路灯補助金交付要綱第７条の規定により下記のとおりお届けします。

記

１　完了年月日　　年　　月　　日

２　工事場所

様式１０

誓約書

〇〇補助金について申請し、交付を受けるにあたり、以下のことについて誓約いたします。

記

(1)　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第６号。以下「暴排条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団ではないこと。
(2)　暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員ではないこと。
(3)　暴排条例第７条第１項に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
(4)　補助事業等の目的等に照らし、補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反をしていないこと。

年　　月　　日

（宛先）札幌市長

名称
事務所所在地
代表者の肩書・氏名